# 多様な正社員の普及に向けた政策を提! -厚労省有識者懇談会報告書案

整理・検討している厚生労働省の「多 雇用管理面での留意事項などについて 多様な正社員を普及させるうえでの

では七月中に最終報告をとりまとめる 複数の項目に分けて整理した。懇談会 上での留意点を、転換制度や処遇など こうした多様な正社員を雇用管理する て活用」され、「産業構造の高度化のな 務において、「プロフェッショナルとし ては、金融・IT等で専門性が高い職 考えられるとし、職務限定社員につい よる転換後の受けⅢとしての活用」が かで一層重要性が増す」などと強調。 有期契約労働者の「無期転換ルールに わが国の「いわゆる正社員」につい

を提示。勤務地限定社員については、 務時間限定正社員――の三つのタイプ 務地限定正社員②職務限定正社員③勤 策提言となる最終報告書案を提示した。 様な正社員の普及・拡大のための有識 活用が期待できるケースとして、①勤 報告書案は、多様な正社員の効果的な 者懇談会」(座長=今野浩一郎・学習院 合で、多様な正社員の普及に向けた政 大学教授)は、七月一一日に開いた会

務や勤務地の変更が幅広く行われ、 時間労働がみられる。 会や高い処遇が得られている反面、 ては、雇用が安定し、職業能力開発機 一方、 非正規雇 長職

> 勤務地は同一で所定外労働を命じられ 用の労働者は、 く昇給の機会も少ない場合がある。 安を抱えていたり、相対的に賃金が低 ることが少ない一方で、雇い止めの不 職務の変更の幅が狭く

報告書案を提示した。 正社員の普及に向けた政策提言となる 議論を行い、一一日の会合で、多様な れた。懇談会ではこれまでに一四回の 識者懇談会は二〇一三年九月に設置さ 決定(二〇一三年六月)も踏まえ、有 を目的として、「日本再興戦略」の閣議 にとって望ましい形で普及させること を緩和し、「多様な正社員」を労使双方 正規雇用の労働者」の働き方の二極化 こうした「いわゆる正社員」と「非

### 雇用のあり方が求められる WLBや優秀人材の確保が可能な

ワーク・ライフ・バランスと、 極化を緩和し、労働者一人ひとりの 設置が広がっていることなどをあげた。 や異なる雇用管理区分への転換制度の 管理においても無期契約労働者の区分 れていること、また、企業の人事労務 と、女性や高齢者も能力発揮が求めら 方の二極化に加え、非正規雇用の増大 員」と「非正規雇用の労働者」の働き させる必要性について、「いわゆる正社 こうした状況のなかで、「働き方の二 報告書案は、「多様な正社員」を普及 企業に

> 労働時間を限定した「多様な正社員」 ケースを整理した。 分けて、効果的な活用が期待できる だとして、この三つのタイプの社員に 用のあり方の一つが、職務、勤務地、 ている」と主張。そうした働き方や雇 しい多元的な働き方の実現が求められ 可能とするような、労使にとって望ま よる優秀な人材の確保や定着を同時に

### 受け皿にも活用 一務地限定は無期転換後

えられると指摘 る転換後の受けⅢとしての活用」が考 契約法のいわゆる無期転換ルールによ 多く従事する分野において、「改正労働 サービス業等の非正規雇用の労働者が 継続を可能とするとともに、小売業や などについて、就業機会の付与とその 育児や介護等の事情で転勤が困難な人 「勤務地限定正社員」からみていくと

開するサービス業での活用が考えられ 働者の転換後の受けⅢとして活用」し 要な生産現場において、非正規雇用労 の提供や顧客の確保のために多店舗展 たり、地域のニーズにあったサービス ると整理した。 た雇用の下での技能の蓄積、継承が必 また、「競争力の維持のために安定し

えば金融業の投資部門において資金調 「職務限定正社員」については、 例

典型的な正社員とは異なるプロフェッ 考えられるとしている。 期雇用を前提としていない「我が国の データサイエンティストなど特に高度 どに従事する専門職や証券アナリスト ショナルとして活用」していくことが の能力を期待して採用し、必ずしも長 な専門性を有し、外部労働市場からそ 達業務やM&Aアドバイザリー業務な

業内で他の職務と明確に区分すること 格が必要とされる職務」や、「同一の企 スとしてあげた。 く特定の職務のスペシャリスト」も、 ができる職務」、「ゼネラリストではな 「職務限定正社員」が活用できるケー また、医療福祉業や運輸業などの「資

### 従事する人に就業機会付与 一務時間限定は育児・介護

間を短縮することが必要な人にも活用 できると促している。 に必要な能力を習得するために勤務時 有能な人材の採用や定着の促進に資す 働が困難な者に就職、就業の継続、 る」と強調。また、キャリア・アップ 力の発揮を可能とする働き方として、 「育児、介護等の事情により長時間労 「勤務時間限定正社員」については、 能

とが必要だとも報告書案は強調してい 長時間労働を前提としない職場づくり キャリア形成の支援や適切な業務配分 する場合には、当該の社員に対する などの取り組みがあわせて行われるこ ただ、「勤務時間限定正社員」を活用

トピックス

### 41

## 限定の内容の明示が重要職務や勤務地限定の場合には

報告書案はまた、これらの「多様な工社員」を活用する場合の雇用管理上内容の明示②事業所閉鎖や職務の廃止内容の明示②事業所閉鎖や職務の廃止内容の明示②事業所閉鎖や職務の廃止力の場合の対応③転換制度④処遇⑤いわゆる正社員の働き方の見直し⑥人材力のる正社員の働き方の見直し⑥人材力のる正社員の働き方の見直し⑥人材力のる正社員の働き方の見直し⑥人材力のる正社員の働き方の見に分けて整理人・運用に当たっての労使コミュニケーション――の七項目に分けて整理している。

職務や勤務地の限定も含まれることか 形成の見通しがつきやすくなるほか、 これにより、労働者にとってキャリア 明示」に関しては、転勤、配転等の際 法を捉えて周知することが考えられ 解釈を含め雇用管理上の留意事項等に ら、「このことについて、労働契約法の 面による労働条件の確認の対象には、 の対応が「限定についての明示の促進 対応策としては、労働契約法第四条で ワーク・ライフ・バランスを図りやす ついて明示することが重要だと指摘。 地に限定がある場合には限定の内容に の紛争の未然防止のため、職務や勤務 定め通知するなどさまざまな機会や方 に資する」とし、同法第四条による書 な人材を確保しやすくなるとしている。 くなることから、企業にとっても優秀 まず、「労働者に対する限定の内容の なお、限定内容の明示を促すための

## 解雇有効とはならない事業所閉鎖でも直ちに

「事業所閉鎖や職務の廃止等の場合

の対応」では、整理解雇について、勤の対応」では、整理解雇についても、事業務地や職務が限定されていても、事業所閉鎖や職務廃止の際に直ちに解雇が理 (四要件・四要素)を否定する裁判理 (四要件・四要素)を否定する裁判理 (四要件・四要素)を否定する裁判理 (四要件・四要素)を否定する裁判理 (四要件・四要素)を否定する裁判する。

能力不足解雇については、能力不足解雇については、能力不足解雇については、教育訓な専門性を伴う職務限定では、教育訓な専門性を伴う職務限定では、教育訓な専門性を伴う職務限定では、教育訓な時性を伴う職務限定では、教育訓な時にがあるが、改善の機会を与えるに対しては、能力不足があるとしている。

# 転換制度を設けることが望ましい

「転換制度」では、非正規雇用の労働者から多様な正社員への転換について、「本人の希望により雇用が安定し、て、「本人の希望により雇用が安定し、で、「本人の希望により雇用が安定し、で、「本人の希望により雇用が安定し、でいわゆる正社員」へ転換できるよに、「いわゆる正社員」へ転換できるよに、「いわゆる正社員への転換についと、一定のレベルに達した場合でいき、一定のレベルに達した場合でいき、一定のレベルに達した場合でいき、一定のレベルに達した場合でいき、一定のレベルに達した場合でいき、一定のレベルに達した場合でいき、一定のレベルに達した場合でいき、一定のレベルに達した場合では、非正規雇用の労働者がある。

「できることが望ましい」と強調。さライフ・バランスの実現などのために正社員」間の転換については、ワーク・正社員」と「多様な

ち食閒した。 「多様な正社員」から「いわゆる正社「多様な正社員」から「いわゆる正社ベーションの低下を軽減するために、ベーションの低下を軽減するために、

また、職務や勤務地などが限定されていたとしても、その範囲や、習得することができる能力について「いわゆる正社員」と差が小さい場合には、「キャリアトラックの変更」として扱い、「いわゆる正社員」と差が小さい場合には、「キャリアトラックの変更」として扱うのが適切な場合は、できる能力について「いわゆることができる能力について「いわゆることが限定されることが限定されることが表すると指摘した。

## 労使で十分に話し合いを処遇水準は

「処遇」では、「多様な正社員」と「い」と指摘。企業ごとに労使で十分に管理の運用が定着していない中で、何管理の運用が定着していない中で、何で、処遇水準について、「定型的な人事で、処遇水準につい」と強調したうえ図ることが望ましい」と強調したうえ図ることが望ましい」と強調したうにで、処遇水準について、「定型的な人事で、処遇の均衡を図ることが望ましい」と強調した。

とすることが望ましいと考えられる」 とすることが望ましいと考えられる」 とすることができる」とし、賃金水準の に、いわゆる正社員の の中に転勤しない者がいるときには、 の中に転勤しない者がいるときには、 の中に転勤しない者がいるときには、 の中に転勤しない者がいるときには、 の中に転勤しない場合で、いわゆる正社員 の変わらない場合で、いわゆる正社員 の変わらない場合で、いわゆる正社員 の変わらない場合で、いわゆる正社員 の変わらない場合で、いわゆる正社員 の変わらない場合で、いわゆる正社員 を正社員の納得が得られやすい」と指 な正社員の納得が得られやすい」と指 な正社員の納得が得られやすい」と指 な正社員の納得が得られやすい」と指 な正社員の ができる」とし、賃金水準に することができる」とし、 賃金水準に することができる」とし、 賃金水準に することができる」とし、 賃金水準に

とした。

提案している。

提案している。

「いわゆる正社員よりも所定労働時間に比ルタイムの正社員と所定労働時間に比ルタイムの正社員と所定労働時間に比が短い場合には賃金については、少なが短い場合には賃金については、少なが短い場合には賃金については、少なが短い場合には賃金にでいる。

る。

「いわゆる正社員の働き方の見直しなどを行うことを提案していては、多様な正社員の働き方を選びやすくするため、所定外労働、転勤や配では、多様な正社員の働き方の見直し」

の「見える化」を推奨している。課題だと強調。職務における職業能力備は、社員転換における基盤の重要な客観性を備えた能力評価の仕組みの整客観性を備えた能力評価」では、「人材育成・職業能力評価」では、

「制度の設計・導入・運用に当たっての労使コミュニケーション」では、ての労使コミュニケーション」では、理用に当たって、労働者に対する十分運用に当たって、労働者に対する十分で情報提供と、労働者との十分な協議な情報提供と、労働者との十分な協議な情報提供と、労働者との十分な協議な情報提供と、労働組合との協議など様々な労また、労働組合との協議など様々な労また、労働組合との協議など様々な労また、労働組合との協議など様々な労働者の利益が広く代表される形でのコールの労働者の利益が広く代表される形での対象を表している。

できる就業規則の規定例も収録される。様な正社員の導入を図る企業が参考に七月中にまとまる最終報告では、多

(調査・解析部)